

住宅補助制度が利用できます

市では住宅整備に関するさまざまな支援を行っています。
支援を希望する場合は相談してください。

無料住宅相談会を開催

木造住宅の耐震化促進の一環として、無料耐震診断（一般診断法）を行います。

期日／8月18日(火)、9月18日(金)

時間／午前9時～午後5時

※要事前予約、1人1時間まで。

場所／都市整備課

持ち物／図面、写真など

木造住宅の耐震診断費、耐震改修補助制度

対象／市内に住所があり、住宅を所有し現に居住している人
対象住宅／昭和56年5月31日以前に建築や着工した、市内の木造一戸建て住宅や併用住宅
補助額／●診断：要した費用の2分の1以内で4万円まで
●改修：要した費用の3分の1以内で40万円まで
※対象住宅1棟につき1回まで
申し込み方法／耐震診断や耐震

改修設計を依頼する前に、都市整備課にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。

危険なブロック塀などの撤去補助制度

倒壊による災害の発生を防ぐため、道路沿いの危険なブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。

対象／危険なブロック塀などを所有する市内居住者

補助額／撤去にかかった費用の2分の1か、撤去する対象部分の長さ1m当たり5,000円を乗じた額のいずれか少ない額で、10万円まで

申し込み方法／工事の契約前に、都市整備課にある申請書に必要事項を記入し提出してください。

申し込み・問い合わせ先

都市整備課建築住宅班

☎62・58995

暮らしをもっと便利に

マイナンバーカードを作いませんか

マイナンバーカードはプラスチック製でICチップが付いているカードです。券面に氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー・顔写真などが表示されています。

マイナンバーカード取得のメリット

- 本人確認が必要な場合に、公的な身分証明書として利用できます。
- 全国のコンビニエンスストアで住民票などの各種証明書が取得できます。
- オンラインでe-Taxなどのさまざまなサービスに利用できます。
- 令和3年3月(予定)から健康保険証として利用できるようになります。

マイナンバーカードを作るには

申請してから受け取るまでに1～2か月程度かかるので、早めに申請してください。

【スマートフォンや郵送などで申請する場合】

通知カードに同封されている交付申請書で申請できません。申請書に記載されている住所、氏名に変更がある場合は再発行手続きを行うので、運転免許証などの本人確認書類を持って、市民生活課が各支所住民室に来てください。

申請から約1か月後に市役所から交付通知が届くので、通知カードと運転免許証などの本人確認書類を持って、祝日を除く月曜から金曜日の午後4時45分までに、市民生活課に来てください。

【窓口で申請する場合】

通知カードと運転免許証などの本人確認書類、顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)を持って、市民生活課が各支所住民室に来てください。後日、カードが本人宛てに郵送で届きます。

問い合わせ先

市民生活課管理班 ☎62-5325